

◎ 65歳上の方の保険料が変わりました。

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、65歳以上の方（第1号被保険者）に負担していただく介護保険料を決めることになっております。

これにより、平成26年度に「第6期介護保険事業計画」を策定し、平成27年度からの新たな介護保険料額が決まりました。

平成27年度から平成29年度までの保険料基準額は、
月額6,280円になりました。

【保険料上昇の主な要因】

平成27年度からの第6期保険料については、要介護認定者数の増加などにより、介護保険給付費の増加が見込まれるとともに、第1号被保険者の負担割合の変更（給付費の21%から22%に変更）などにより、上昇することとなりました。

※ 介護保険制度は、介護を社会全体で支えあう制度であり、介護保険料はこの制度を支える大切な財源になっています。皆様のご理解とご協力をお願いします。